

1 保育の必要性の認定について

◆ 教育・保育給付認定

「幼稚園（新制度に移行した施設のみ）」、「保育園」、「認定こども園」、「地域型保育」を利用するためには、保護者の居住する市区町村に申請を行い、「認定」を受ける必要があります。申請を受け付けた市区町村は、3つの区分による「認定」を行い、区分に応じて利用可能な施設が決まります。

認定区分	年齢	必要性	利用先
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育を希望（1日当たり4時間程度）	幼稚園（新制度） 認定こども園（教育利用）
2号認定 (保育認定)		「保育の必要な事由」に該当し、 保育施設での保育を希望	保育園 認定こども園（保育利用） 地域型保育
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		

※ 保育園と幼稚園を併願する場合には、2号認定として申請してください。

※ 年齢によって認定区分が異なるため、3号認定は満3歳の誕生日の前々日が認定の期限となります。

なお、満3歳になることによる認定の切り替えの手続きは必要ありません。

◆ 保育の必要な事由（2号または3号）

「保育園」「認定こども園（保育利用）」「地域型保育」（以下「保育園等」という。）を利用するためには、保護者が「保育の必要な事由」として以下のいずれかに該当することが必要です。

認定は、保育園等の申込みに必要ですが、入所を約束するものではありません。

事由	内容	必要量 ^{※1}	期間
労働	常時 ^{※2} 仕事をしている場合	標準・短	事由に該当する間
妊娠・出産	母親が妊娠中または出産直後で、子どもを保育できない場合	標準・短	出産月および産前2か月、産後2か月の合計5か月間
疾病・障害	病気、負傷または心身に障害があるため子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間
介護・看護	病気、負傷または心身に障害のある親族などがいるため、常時 ^{※2} その人の介護または看護をしなければならない場合	標準・短	事由に該当する間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合	標準・短	事由に該当する間
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	短	入所日から起算して90日を経過する日の属する月の末日まで
就学・訓練	常時 ^{※2} 就学または職業訓練を受けている場合	標準・短	事由に該当する間
支援家庭	子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがある場合	標準・短	事由に該当する間
育児休業	育児休業の取得時に既に保育園等を利用しており、継続利用が必要である場合	短	68ページ参照
その他	市長が認める他の事由に類する状態にあるため、子どもの保育ができない場合	標準・短	事由に該当する間

※1 「必要量」については、右ページをご参照ください。

※2 「常時」とは、保育の必要な事由に要する時間が、月64時間以上あることをいいます。

2 保育必要量の認定について

保育の必要な事由と併せて、保育の必要量を標準時間または短時間に認定します。

区分	労働等時間の基準	労働等時間	保育利用可能な時間
保育標準時間	主にフルタイム労働等	月120時間以上	1日当たり11時間程度の利用 (月最大292時間)
保育短時間	主にパートタイム労働等	月120時間未満	1日当たり8時間程度の利用 (月最大212時間)

※ 保育標準時間と保育短時間は利用時間のほか、利用者負担額が異なります。(73ページ参照)

※ 労働等時間が月120時間に満たない場合でも、保育短時間の保育時間外(「3 保育時間について」参照)の労働等を常態としており、延長保育料が発生する時間帯での利用が必要であると判断できる場合には、保育標準時間を希望することも可能です。保育課へご相談ください。

ただし、保育園等を利用できるのは、保育の必要な事由に該当する時間に限ります。

※ 求職活動、育児休業の認定の場合、保育必要量は原則として「短時間」になります。

※ 保育の必要な事由や必要量の変更がある場合は、変更月の前月末までに変更申請書を提出してください。

3 保育時間について

◆ 保育時間

保育園等は、保育必要量の認定により、利用できる時間が異なります。

保育必要量	保育時間(一部の施設において異なる場合があります。)
保育標準時間	7:00~18:00の間で保育が必要な時間
保育短時間	8:30~16:30の間で保育が必要な時間

※ 上記の保育時間外に保育園等を利用(延長保育)する場合、延長保育料が発生する施設があります。詳細は、「延長保育料・特別延長保育料一覧」(78~81ページ)を確認してください。

※ 上記保育時間内の利用を保障するものではありません。実際の利用時間は、通勤時間や労働時間等の保育の必要な事由、お子さんの年齢や発達・健康状態等に応じて保育園等が決定することになります。なお、保育の必要な事由に該当しない日(仕事がお休み等)につきましては、原則、家庭での保育になります。

※ 通勤時間や労働時間等により、さらに保育が必要となる場合、上記の時間以外でも保育園等の開所時間内であれば利用が可能なことがありますので、各保育園等にご相談ください。

◆ 0歳児の預かりについて

0歳児の預かりについては、施設によって保育必要量にかかわらず早めのお迎えをお願いしていることがありますので、あらかじめ各保育園等にご相談ください。

◆ 開所時間

各保育園等の開所時間・曜日については、「市内保育園等一覧」(140~143ページ)をご覧ください。なお、一部の施設においては、土曜日の保育を行っていないのでご注意ください。